

令和3年2月

定例農業委員会議事録

日 時 令和3年2月8日（月）午前9時30分～

場 所 日高村保健センター 大ホール

出席委員

2番 濱田 善久

3番 竹田 芳則

4番 岩井 俊一

6番 大和田 博光

7番 藤原 利彦

8番 北添 孝裕

9番 朝山 正敏

欠席委員 1番 壬生 豊秀

5番 中山 美佳

推進委員

筒井 祥夫

柏井 康志

森下 眞喜男

欠席推進委員 戸梶 哲男

正岡 美知男

出席農業委員会事務局職員

農業委員会

事務局長

松岡 一宏

農業委員会

事務局次長

藤岡 明仁

農業委員会

事務局員

澁谷 修平

産業環境課

会計年度任用職員

鎮西 洋美

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 第1号議案 3条申請 1件
第2号議案 非農地証明願 1件
第3号議案 利用権設定 1件
第4号議案 日高村空き家に付属した農地の別段面積取扱要
綱(案)について

開議の宣告

【午前9時30分 開会】

議長(竹田 芳則)

定刻になりましたので、只今より日高村農業委員会令和3年2月の総会を開催いたします。

これより議事に入ります。

最初に、本日の出席委員数は7名で定足数に達しておりますので、令和3年2月日高村農業委員会総会は成立しております。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長(竹田 芳則)

まず最初に日高村農業委員会会議規則第8条の規定により、8番北添孝裕委員、9番朝山正敏委員の両名を指名致します。

なお、本日の会議書記には、鎮西洋美会計年度任用職員を指名します。

日程第2 第1号議案 3条申請について

議長(竹田 芳則)

それでは、日程第2、第1号議案 3条申請について事務局説明をお願いします。

事務局(澁谷 修平事務局員)

第1号議案について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

岩井俊一委員

1月28日、午前8時40分に会長、沖名地区の委員、事務局3名の計6名で現地調査を行いました。事務局から説明があったように、いつでも耕作出来る状態になってます。なんら問題はないと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。なければ第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、許可する事に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第2号議案 非農地証明願について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第2号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

北添孝裕委員

1月28日、午前9時30分に会長、加茂地区の委員2名、事務局3名の計6名で現地調査を行いました。先程事務局から説明があったとおりです。この土地数年前に砂防工事の時に土砂を捨てたという事で、現在耕作されてない状態です。実際耕作しようにも大きな石が転がっていて、農地としては利用できない状態になってます。審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってお願いします。

事務局（松岡 一宏事務局長）

●●さんは、雑種地でかまわないのですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

雑種地でかまわないという事です。現地の方でも、おそらく現況は原野判断されてた土地なので、それ相応の課税になってるのではないだろうかという事はお伝えしましたし、非農地になるという事で正式に地目変更したら、農地よりも高い課税になるという事はお伝えして、●●さんも納得はしてるとおっしゃってました。

議 長（竹田 芳則）

他に意見はないでしょうか。なければ第2号議案 非農地証明願の許可に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第3号議案 利用権設定について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第3号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

濱田善久委員

1月28日、午前9時に会長、下分地区の委員2名、事務局3名の計6名で現地調査を行いました。●●●を入れて西の方の奥にある土地です。●●さんがだいぶ前に亡くなって、私の父親が作ってましたが、ここは結構、猪が出てくる所でぐちゃぐちゃにされます。それも借りる方は知ってますし、最近は、この隣の土地を私の父親が作ってますが、網を張ったらだいぶましになったようです。若い人が耕作してくれたらいいなと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってお願いします。なければ第 3 号議案利用権設定について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員賛成）

ありがとうございました。問題ないという事で村長に報告します。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第 4 号議案 日高村空き家に付属した農地の別段面積取扱要綱（案）について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第 4 号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。この案について何か質問はありませんか。

藤原利彦委員

第 3 条の 2 ですが、表現の仕方やと思うんですけど、別段面積は、下限面積を優先して適用するものとなっておりますが、そうすると下限面積は、0.1 a よりも広がるんじゃないですか。下限面積は 10 a ですが、特例としてこういう面積をもうけるなら分かるんですけど。優先するなら下限面積の必要があるんですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

ここに書かせていただいたものの意図としては、通常の 3 条の下限面積としては 1 反（10 a）という面積があります。こういう空き家に付属した農地の取扱要綱なので、空き家に付属した農地について下限面積というのは、通常の下限面積に優先して適用しますという書き方にしておるつもりです。

藤原利彦委員

10 a は 10 a としておいくのであれば、もう少しわかりやすい書き方にしたほうがいいと思います。

事務局（澁谷 修平事務局員）

空き家に付属した農地に限りとか、そういったふうを書くようにします。

事務局（松岡 一宏事務局長）

今、空き家での相談はないというのが現状ですけど、少し前にも●●であったのとか、耕作できなくなった家の近くの小さい面積の農地は、今でしたら非農地ですよね。今後の課題になってくると思うんですが、現状、自分の家の近くの小さい面積の農地を、仕事を退職して畑を作りたいけど取得できないのが現状です。まず空き家からやるとか、そういう所も先々は考えていくのか。今の実情的には、実際退職した人もそんなに広い面積を取得しても、耕作するのは大変だし老後の楽しみで作りたいと思っても、今は購入できない。空き家ではないので。こういった課題は、これからも出てくると思います。

藤原利彦委員

下限面積の1反を下げるのは無理ですか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

無理というか、今は農地法上、市町村で設定できる面積の最低が1反なので。

議長（竹田 芳則）

他に意見はないでしょうか。なければ第4号議案 日高村空き家に付属した農地の別段面積取扱要綱（案）について、4月1日から施行する事にご承認していただける方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議長（竹田 芳則）

今日の案件は終わりました。これで令和3年2月の農業委員会を閉会致します。

上記の議事録は会の顛末に相違ないことを証し署名します。

令和3年 3月 8日

議事録署名委員

北 忍 孝 祐 

議事録署名委員

朝 山 正 敏 